

消費生活センターだより

横手市消費生活センター

☎32-2919

横手市役所本庁舎1階

【令和7年6月1日】

消費生活センターでは、業者とのトラブルで困ったときや、商品やサービスについて「おかしい」「不安だ」と思ったとき、また借金問題で悩んでいるときなどに問題解決の手助けをします。

秘密は厳守しますので、一人で悩まず、気軽にご相談ください。



消費生活センターの相談状況(R6年度)

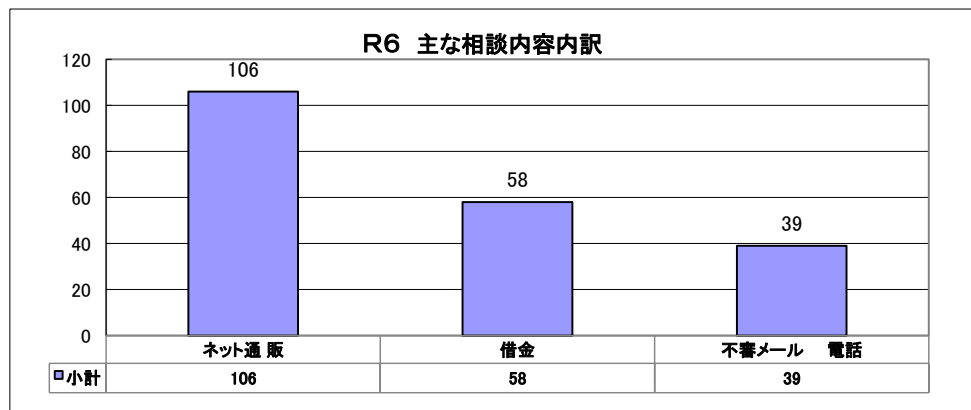
<相談件数> R3年度:352件 ⇒ R4年度:368件 ⇒ R5年度:415件 ⇒ R6年度:424件

R6年度の相談件数は424件で、昨年度に比べて9件増加しました。

SNSの広告から、「定期の縛りが無い」「いつでも解約できる」という表示を見て、お試して化粧品を注文するも、いざ解約しようと電話をしても一向に繋がらず、「解約するには次回発送の10日前まで連絡を」などと申し出に期限があり、その申し出の期間が短いので、解約手続きが容易にできないというトラブルが多く、定期購入の相談はネット通販の40%を占めています。

借金の相談は依然として多く、「クレジットカード払い」や「〇〇後払い」等を複数利用していることで、毎月の支払が高額になり返済困難という事例も見受けられます。

R6年度は、「不審な電話を受けた」という相談も多く寄せられています。



【相談事例】

ネット通販で健康食品など「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に…

- ①「定期購入が条件と
なっていないか・解約・
返品ができるか」しっかり確認する。
- ②不安な時はセンターへ
相談！



【相談事例】

「+」で始まる着信を受けただけなのに高額な電話料金を請求された！

- ①「+」で始まる着信は海外からの着信で、海外コレクトコールだった場合、電話を受けただけで料金が発生する場合があります。
- ②海外に知り合いがいない場合は、電話に出ない着信履歴は削除する。

知っていますか？

「クーリング・オフ」
突然の訪問販売や電話勧誘で契約してしまった！

↓
契約書を受け取った日から「8日以内」なら、無条件で解約できます。
※詳しくはセンターへ相談を！



消費生活センターの取り組み(R6年度)

消費生活出前講座

市民の皆さんに消費生活に関する情報を広く知っていただき、悪質商法や詐欺等の被害を防止するため「消費生活出前講座」を随時開催しています。
ドラマ仕立てのDVDを鑑賞したり、クイズや寸劇も交えた、楽しく分かりやすい内容です。時間等のご要望に合わせて調整しますので、ぜひご活用ください。

令和6年度開催実績 13回／168人参加

●いきいきサロン（13回）

＊開催時間/月～金の10：00～16：00

＊予約が必要です（消費生活センター ☎32-2919）



消費生活展

近年増加している様々な消費者トラブルによる被害を未然に防止するため、トラブル事例や対処法などの知識を身に付ける機会を提供する目的で開催しました。

【日時】 令和6年5月20日（月）～31日（金） 市立横手病院1階待合ホール・Y2プラザ1階オープンスペース
Y2プラザ1階オープンスペース



【内容】 啓発パネルの展示
啓発資料の配布（パンフレット等）
啓発用品の配布（ポケットティッシュ）

消費者注意喚起情報の提供

振り込め詐欺などの詐欺被害や、電話勧誘・訪問販売などによる悪質商法の被害を未然に防ぐために、全国の消費生活センターへ寄せられた様々な相談事例を紹介するチラシを作成し、市内全戸回覧や出前講座などの際に配布しています。また、市ホームページや安心安全メールなど、様々な媒体を活用して、注意喚起や情報提供を行っています。



困ったらすぐに相談！

横手市消費生活センター ☎32-2919

横手市中央町8-2 横手市役所本庁舎1階（かまくら館となり）

